

# 那須町道路整備5カ年計画

(平成23年度～27年度)

平成23年2月

建設課

## 目

## 次

1	整備計画策定の背景と目的	.....	P. 1
2	道路整備計画の概要（現状と課題）	.....	P. 2
	（整備の基本方針）	.....	P. 3～4
3	道路整備箇所評価基準項目別評点表（改良）	.....	P. 5
4	道路補修箇所評価基準項目別評点表（維持補修）	.....	P. 6
5	道路整備箇所評点一覧表（改良）	.....	別添
6	道路整備箇所概算事業費一覧表（改良）	.....	別添
7	道路補修箇所評点一覧表（維持補修）	.....	別添
8	年度別道路整備計画書（改良）	.....	別添

## 1 整備計画策定の背景と目的

近年、社会情勢や経済状況の変化の中で住民のニーズは多様化し、町政においても、より効率的・効果的な執行が求められており、道路事業においても同様であります。

道路は、車社会の進展により地域住民の生活と直結しており、主に経済活動基盤のライフラインとして重要不可欠なものであります。そのため、計画的な整備促進を図ることは、地域の活性化はもとより町全体の発展にも大きく寄与する重要課題であります。

現在町では、第 6 次那須町振興計画「ハートフル那須プラン」並びに那須町道路ネットワーク構想に基づき、那須町道路整備 5 ヶ年計画（平成 18 年度～22 年度）により社会基盤としての適正な道路評価を行ない、整備の優先順位を明確にし、幹線道路の整備や各地域間を結ぶ道路網の整備を行なっています。

以上のような背景を踏まえ新たな視点に立って、様々な課題や住民ニーズに対応した道路網の確立を目指し、道路の整備充実を図ることを目的として、新たに策定した那須町道路整備指針に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの那須町道路整備 5 ヶ年計画を策定するものであります。

## 2 道路整備計画の概要

### 【現状と課題】

- ◆ 本町の道路交通網は、町の中央部を縦貫する東北自動車道及び国道4号、東南部に位置する国道294号を基軸とし、国道を縦横に結ぶ県道と、それらを補完する町道により道路ネットワークを形成しています。
- ◆ 東北自動車道や国道は、流通、観光等の動脈として利用され、年々交通量が増加しており、観光シーズンの交通渋滞や利用者の安全確保の見地から、東北自動車道の6車線化や全面供用となった那須高原スマートICの利用促進及び、国道未整備区間の整備改善を引き続き促進していく必要があります。
- ◆ 県道については、那須甲子有料道路及び那須高原有料道路の無料化や、道路改良工事の実施による交通状況の改善により、町外からの観光客の利用が増加傾向にあり、観光シーズンには交通渋滞が発生している状況にあります。また、交通量の増加への対応と利便性確保を図るため、既存路線の整備改善やバイパスの検討など、総合的な対策が求められています。
- ◆ 町道は地域住民の生活道路として利用されており、651路線、総延長601Kmが縦横に網羅されていますが、大部分が歩道なしの1車線道路であります。今後は利用者の安全・安心の見地から、現在の車社会に対応した2車線への改良整備や、歩行者の安全を図る見地からの歩道整備、さらには交通量や地域の実情に応じた、待避所設置、視距改良といった局部的な改良が必要となっています。

維持補修面では、交通量の増大と経年劣化等により路面の損傷が著しい路線が多くなっていることから、舗装の打ち換え

又はオーバーレイによる計画的な舗装修繕や、路肩整備、側溝整備、交通安全施設整備等、維持管理上の局所的な対応が急務となっています。

また、現在町が管理する橋梁267橋のうち築50年を経過した橋梁は全橋梁の17%にあたる46橋ですが、20年後にはこの割合が69%、184橋になり、一定時期に修繕や架け替え時期を迎えることから、平成25年度に策定する橋梁長寿命化修繕計画との調整を図りながら、計画的な道路整備推進が求められています。

## 【整備の基本方針】

- ◆ 社会資本の整備は、安全で豊かな町民生活を確保するとともに、良好な社会環境を創出し、経済活動の向上を図るなど町民生活の基盤を形成するものであります。町道整備については、限られた財源で質の高い行政を実現させるために、地域住民の生活道路、通学路関連道路及び地域振興に係る道路との観点から、事業の必要性、重要性、効率性、緊急性などを、道路整備の指針となる評価基準により多元的価値規範にわたる総合的な評価を行ない、事業実施の公平性及び透明性を確保しながら評点の高い順から優先順位を明確にして事業の推進に努めます。

改良部門の道路整備5ヵ年計画策定にあたっては優先順位を基本とするが、必要に応じて改良、局部改良間の調整及び地域間調整を行なうこととします。維持補修部門については大部分が単年度対応となることから、総体的な優先順位に基づき必要に応じて地域間調整を行ないながら、各年度予算の範囲で対応することとします。

道路整備の要望、必要性は、その地域や社会情勢等により異なるものと考えられることから、重要性、緊急性のある整備については、計画期間中であっても随時見直しを行なうこととします。

また、評価基準により評価した路線でも、地元から道普請事業の申請があった路線については、道普請事業での整備を優先することとします。